

債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第九十三号）中一部改正

債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「十年」を「十五年」に改める。

附則

附則第三項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。